

ふくい医療情報連携システム運営協議会会則

[名称]

第1条 本会は、ふくい医療情報連携システム運営協議会（以下「協議会」）という。

[目的]

第2条 この協議会は、情報開示医療機関と閲覧医療機関等をつなぐ「ふくい医療情報連携システム」（以下「システム」）を用いて、安全、経済的かつ効率的に診療情報を共有することにより、患者への最善、的確な医療サービスの提供に寄与するとともに、システムの利用により医療機関等の連携をさらに進め、地域全体の医療の質の向上を促進する。

[事業]

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次のことを行う。

- 一 システムの利用に関すること。
- 二 システムの普及に関すること。
- 三 システムの構築・運営に係る提言に関すること。
- 四 地域の医療情報共有の推進に関すること。

[会員]

第4条 協議会の会員は、次の2種とする。

- 一 一般会員は協議会の目的に賛同して入会し、システムを利用する医療機関等とする。
- 二 賛助会員は協議会の趣旨に賛同し、事業を援助するために入会した団体等とする。

[運営委員会]

第5条 協議会を円滑に運営していくため、協議会に運営委員会を設置する。

- 2 運営委員会の委員は、別表に掲げる団体から選任された者により組織する。

[委員長等の職務]

第6条 委員長は、一般社団法人福井県医師会長をもって充てる。

- 2 委員長は協議会を代表し、会務を統括する。
- 3 副委員長は委員長が指名し、委員長を補佐する。

[運営委員会の開催]

第7条 運営委員会の議事進行は委員長が行い、議決は出席委員の過半数をもって決する。

- 2 委員は、やむを得ない理由により出席することができないときは代理者を出席させることができる。

3 運営委員会は、毎年1回開催する。ただし、委員長が必要と認めた場合はその都度開催する。

4 運営委員会は必要に応じて委員以外の者を出席させることができる。

[部会]

第8条 運営委員会は実務的な事項を検討させるため、部会を置くことができる。

2 部会に関する必要な事項は、運営委員会で定める。

[入会]

第9条 一般会員及び賛助会員として入会しようとするものは、委員長が別に定める入会申込書により、委員長に申し込むものとする。

2 委員長は、前項の入会が認められないときは、速やかに理由を付した書面をもって入会希望者にその旨を通知しなければならない。

[会費]

第10条 会員は、別に定める会費を納入しなければならない。

[会員の資格の喪失]

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- 一 退会届の提出をしたとき。
- 二 会員である団体等が消滅したとき。
- 三 繼続して1年以上会費を滞納したとき。
- 四 除名されたとき。

[除名]

第12条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、運営委員会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えるなければならない。

- 一 この会則及び利用者規程等に違反したとき。
- 二 この協議会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

[会費の不返還]

第13条 既納の会費は返還しない。

[退会]

第14条 会員は、別に定める退会届を6か月前までに委員長に提出して、退会すること

ができる。

[利用者規程]

第15条 システムを管理運営するために利用者規程等を運営委員会で定めるものとする。

[事務局]

第16条 協議会の事務局は、一般社団法人福井県医師会に置く。

[その他]

第17条 この会則に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、別に定める。

<附 則>

平成24年9月4日より施行する。

平成27年3月31日一部改定

(別表)

委員構成

区分	名称	人数	備考
福井県医師会		3名	
福井県薬剤師会		1名	
福井県		1名	
情報開示病院	福井大学医学部附属病院	1名	特定機能病院
	福井県済生会病院	1名	地域医療支援病院
	福井県立病院	1名	地域医療支援病院
	福井赤十字病院	1名	地域医療支援病院
	福井循環器病院	1名	地域医療支援病院
	福井勝山総合病院	1名	奥越医療圏
	公立丹南病院	1名	丹南医療圏
	市立敦賀病院	1名	嶺南医療圏
	杉田玄白記念公立小浜病院	1名	嶺南医療圏

計 14名

※医療圏代表は、二次救急医療機関から選定